

31文芸第356号

令和2年3月19日

意見書

文化庁長官 宮田亮平 殿

愛知県知事 大村秀章



貴庁が令和元年9月26日付け元受文庁第2023号で行った「補助金不交付決定」に対して、下記のとおり意見を申し出ます。

記

- 1 あいちトリエンナーレの開催にあたっては、貴庁の補助金への申請を行った5月30日より前の段階から、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような事態への懸念が想定されたにもかかわらず、愛知県として、これを貴庁に申告しなかったことは遺憾であり、今後は、これまで以上に、連絡を密にする。
- 2 今回のあいちトリエンナーレは、総数で67.6万人の来場者を集め、2019年に開催された国内の美術展中で最大規模となり、安全・安心に多くの観客の皆様楽しんでいただき、盛況裏に終えることができた。
- 3 多くの意見や批判も頂いた「表現の不自由展・その後」については、途中、中止する事態になったが、セキュリティ対策、リスク回避策を講じたうえで、関係者の理解を得て再開し、トリエンナーレ全体の全面再開にもこぎつけることができた。
- 4 上述のことを含め、諸般の事情を総合的に勘案し、別添のとおり、不交付とされた補助金に係る申請額を66,619,000円に減額することとしたので、当該申請を前提として判断をお願いします。

(別添)

〈改めて交付決定を求める金額の考え方〉

〈交付申請時〉

補助対象経費 (31年4月25日31文芸第63号)	595,888,788円 A	
採択額 (国庫補助申請額)	78,290,000円 B	
採択率	B/A	13.1% C

〈11月末現在決算見込〉

補助対象経費	593,291,246円 D
不交付理由に関わる経費 (※)	84,748,393円 E
差引 (D - E)	508,542,853円 F
F × C =	66,619,114円
交付決定要求額	66,619,000円

(※) 不交付理由に関わる経費

(展示会場の安全や事業の円滑な運営にかかる懸念に関連する経費)

作品選定・制作・展示	32,508,000円
展示等	21,156,000円
作品輸送	9,460,000円
作家等の旅費	3,010,000円

(通常を上回る態勢に要した経費)

会場警備費	2,762,480円
電話音声案内、録音装置	1,652,400円

(再開に要した経費)

会場警備費	6,496,787円
電話音声案内、録音装置	220,320円
弁護士費用	1,190,300円
国際フォーラム追加経費	5,666,006円
消耗品費等	626,100円

計 84,748,393円

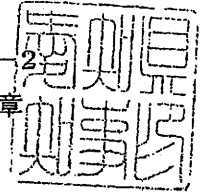
31文芸第 357 号
令和2年3月19日

文化庁長官 殿

申請者 愛知県

所在地 名古屋市中区三の丸1-3-2

代表者氏名 愛知県知事 大村秀章



平成 31 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源
コンテンツ創成事業)交付申請書の申請額の変更について

平成 31 年 4 月 25 日付け文芸第 63 号の申請については、申請額を 78,290,000 円から 66,619,000
円に変更します。

31文芸第 358 号

令和2年3月19日

文化庁長官 宮田亮平 殿

不服申出人 愛 知 県

代 表 者 愛知県知事 大村秀章



平成31年度文化資源活用事業費補助金の不交付決定に対する
不服申出の取下げについて

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第25条に基づき提出した令和
元年10月24日付け31文芸第219号による不服申出については、これを取り
下げる。



(様式2)

元文庁第2032号

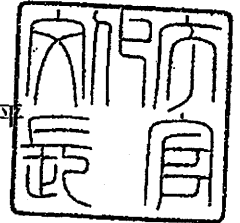
補助金交付決定通知書

愛知県知事 大村 秀章

平成31年4月25日付け31文芸第63号で申請のあった平成31年度文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）については、令和2年3月19日付け31文芸第357号の申請の変更を踏まえ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項及び第8条並びに文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

令和2年3月23日

文化庁長官 宮田 亮平



記

- この補助金の交付の対象となる事業は、平成31年4月25日付け31文芸第63号及び令和2年3月19日付け31文芸第357号（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書に記載された事業計画とする。
- 補助対象経費の補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	612,923,076円
補助対象経費	金	508,542,853円
補助金の額	金	66,619,000円
- 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。
交付要綱第14条に定める補助金の額の確定額は、実支出額の総額の二分の一の額、又は補助金の額（金額が変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
- 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
- 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の規定に従わなければならない。

なお、補助対象期間は31文庁第187号の採択通知日である平成31年4月25日から令和2年3月31日までとします。

令和2年3月23日

あいちトリエンナーレに対する補助金の取扱いについて

「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業については、「文化資源活用推進事業」の補助金に関し、交付決定することとしましたので、下記のとおり発表します。

記

標記補助金については、補助金適正化法第6条等に基づき、交付決定する（交付決定額6,661万9千円）。

【理由】

補助金申請者である愛知県から、令和元年10月24日に文化庁に対し、令和元年9月26日の不交付決定に対する不服申出があり、その後、文化庁は、愛知県に不服申出の理由に関する照会を行ってきましたが、その結果、詳細な事実経過が明らかとなりました（別添「参考：事実関係」参照）。

このような事実経過を踏まえ、令和2年3月19日付けで、愛知県から意見書が提出されました。同意見書において、愛知県から、文化庁に対し、不交付理由に関して、補助金の申請を行った令和元年5月30日よりも前の段階から、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような事態への懸念が想定されたにもかかわらず、これを申告しなかったことは遺憾であり、今後は、これまで以上に、連絡を密にする、との見解が示された上、平成31年4月25日付けの交付申請書の申請額から展示会場の安全や事業の円滑な運営にかかる懸念に関連する経費等を減額する旨の申出がなされました。

文化庁は、愛知県が前記のとおり遺憾の意を示した上で今後の改善を表明したこと、展示会場の安全や事業の円滑な運営にかかる懸念に関連する経費等の減額を内容とする変更申請がなされたこと等を踏まえて判断し、当該事業については、愛知県から変更申請のあった金額（6,661万9千円）について、交付決定を行うこととしました。

<問い合わせ先>
文化庁地域文化創生本部
事務局長 三木 忠一
TEL : 075-330-6720

【参考：事実関係】

平成31年

- 3月 8日 愛知県が文化庁に「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業に関する実施計画書を提出
愛知県が「あいちトリエンナーレ」プレスリリース冊子（案）に国際現代美術展の企画内容（「表現の不自由展・その後」を含む。なお、「表現の不自由展・その後」については、以下「本件企画」という。）を記載
- 3月中旬頃 愛知県が上記プレスリリース冊子の内部決裁を実施し、国際現代美術展の企画内容を把握
- 3月20日 愛知県が上記プレスリリース冊子について愛知県知事に報告
- 3月27日 愛知県が「あいちトリエンナーレ」についてプレスリリース
- 4月 4日 芸術監督が「あいちトリエンナーレ」実行委員会事務局（県の職員が兼務。以下「事務局」という。）学芸担当者に本件企画の出品候補リストを共有
- 4月11日 芸術監督が「あいちトリエンナーレ」実行委員会のキュレーター会議で本件企画の出品候補リストを共有
- 4月18日 愛知県の内部部局が本件企画に含まれる具体的展示内容の一部を把握し、事業の円滑な運営に支障が生じる懸念事項を芸術監督に伝達
- 4月25日付 文化庁「文化資源活用推進事業」の外部有識者による審査会を経て、文化庁より愛知県に採択通知を発出

令和元年

- 5月 8日 事務局が本件企画の実行委員会に、事業の円滑な運営に関する懸念を伝える（街宣車等による抗議や騒動の発生、執拗な抗議電話、展示中止の申入れ等が発生することに関する懸念）
- 5月22日 愛知県が警察と警備に関する打合せを実施
（愛知県が警察に本件企画の概略を伝えたところ、警察から、街宣車や作品破壊、危険物持込、爆破予告等のあらゆるリスクを想定した体制の構築の必要性や抗議団体等が他会場を訪れることも十分想定されること等について指摘を受ける。）
- 5月29日 愛知県が文化庁に補助金交付申請書（4月25日付）を発出
（5月30日文化庁受理 展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な懸念に関する記載なし）
- 6月12日 事務局が愛知県知事に本件企画の全体の展示案について報告
- 6月13日 愛知県内部での検討を踏まえ事務局次長が芸術監督に懸念事項を伝達
- 6月20日 愛知県知事が芸術監督に展示内容や展示方法に関する懸念を伝達
- 6月29日 愛知県が、警備の都合から、本件企画の出品作品の事前発表を中止
- 7月 5日 愛知県県民文化局長が芸術監督に展示について懸念を伝達

- 7月11日 愛知県知事が芸術監督に対し、展示内容や展示方法について本件企画の
実行委員会と協議するよう指示
- 8月 1日 「あいちトリエンナーレ」開会
- 8月 4日以降 本件企画中止
- 9月26日 文化庁が補助金不交付を決定
- 10月 8日 本件企画再開
- 10月14日 「あいちトリエンナーレ」閉会

<その他の事実関係>

令和元年

- 10月24日 愛知県から文化庁に不服申出書を提出

令和2年

- 3月19日 愛知県から文化庁に意見書及び申請額の変更を提出
愛知県が不服申出を取下げ
- 3月23日 文化庁が愛知県に対し、補助金交付決定
なお、不服申出以降、文化庁から愛知県に対し、内容に関する照会を行
った。

<参考>

「あいちトリエンナーレ2019」

【テーマ】 情の時代 Taming Y/Our Passion

【芸術監督】 津田大介（ジャーナリスト／メディア・アクティビスト）

【会 期】 2019年8月1日（木）～10月14日（月・祝）[75日間]

【参加アーティスト数】 93組（※30の国と地域から）

【内 容】 国際現代美術展、映像プログラム、パフォーマンスアーツ、音楽プログラムなど

【主な会場】 愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内のまちなか（四間道・円頓寺）、豊田
市（豊田市美術館及び豊田市駅周辺）

【主 催】 あいちトリエンナーレ実行委員会（会長：大村秀章愛知県知事）

文化資源活用推進事業 事業概要

1. 事業の目的

- 各地域が誇る様々な文化観光資源の体系的な創成・展開
- 国内外への戦略的広報の推進, 文化による「国家ブランディング」の強化, 「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充

2. 補助事業者

地方公共団体

3. 補助対象事業

- 地域住民や芸・産学官とともに取り組む, 地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業
- 観光インバウンドの拡充に資するもの。

◆取組例

- ・地域の音楽・踊り, 演劇の公演, ワークショップ
- ・メディア芸術や障害者芸術の展示, 地域の文化芸術資源を活用した現代アート展
- ・芸術祭, 音楽祭, 演劇祭, 映画祭, 写真展, 美術展
- ・能楽, 文楽, 歌舞伎等の伝統芸能や舞踊等の公演
- ・茶道, 華道や食文化などの生活文化の体験
- ・新国立劇場と連携して実施する公演

4. 補助金の額

地方公共団体が実施する事業に必要な経費のうち, 予算の範囲内(上限1億円。補助率1/2)で補助。